「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)別紙「シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱」新旧対比表

改正案	現行
別紙SG-S1	別紙SG-S1
(作成日:令和23年11月30日)	(作成日:平成23年11月30日)
(最終更新日:令和3年4月1日)	(最終更新日:令和2年11月11日)
シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱	シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱
1. 目的	1. 目的
この要綱は、シンガポール向け輸出水産食品(ふぐ(有毒部位を除去したも	この要綱は、シンガポール向け輸出水産食品(ふぐ(有毒部位を除去したも
のに限る。)及びかき(生きたかきに限る。))について、農林水産物及び食	のに限る。)及びかき(生きたかきに限る。))について、農林水産物及び食
品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水	品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水
産省令第1号)第5条に基づく衛生証明書の発行並びに第10条に基づく適合区	産省令第1号) 第5条に基づく衛生証明書の発行手続を定めるものである。
域の指定及び第11条に基づく確認に関する手続を定めるものである。	
以下略	以下略
(別添)	(別添)
電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続	電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続
1. 証明書の発行前の手続	1. 証明書の発行前の手続
(1) 電子メールにより発行申請を行う場合	(1) 電子メールにより発行申請を行う場合
申請者は、別紙様式3に必要事項を記入の上、以下により年度内の食	申請者は、別紙様式3に必要事項を記入の上、以下により年度内の食

品輸出計画書を証明書発行機関宛てに提出すること。 ①~③(略) (2) (略)	品輸出計画書を <u>書面にて</u> 証明書発行機関宛てに提出すること。 ①~③ (略) (2) (略)
2. 証明書の発行申請手続 申請者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又 はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛 てに提出すること。	2. 証明書の発行申請手続 申請者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること。なお、電子メールにより発行申請を行う場合にあって、1. (1)の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出するこ
また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)~(3)(略)	<u>と。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)~(3)(略)
(別紙様式1~5) (略)	(別紙様式1~5) (略)